

## 静岡県告示第606号

静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）第22条の規定に基づき、魅力ある観光地域づくり推進事業費補助金交付要綱を次のように定める。

平成29年8月8日

静岡県知事 川勝平太

### 魅力ある観光地域づくり推進事業費補助金交付要綱

#### 第1 趣旨

知事は、観光交流人口の増大を図るため、魅力ある観光地域づくり推進事業を実施する個別団体及び広域団体に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

#### 第2 定義

- (1) この要綱において「魅力ある観光地域づくり推進事業」とは、地域固有の観光資源を活用した取組により旅行商品の造成及び販売の促進を行う事業をいう。
- (2) この要綱において「個別団体」とは、次のいずれかに該当するものをいう。
  - ア 地域連携DMO
  - イ 地域連携DMOを構成する団体その他これに準ずるものとして知事が認めるもの
  - ウ 地域連携DMOの設立の検討を行っている団体であって知事が認めるもの
- (3) この要綱において「広域団体」とは、県内の2以上の市町（地域連携DMOが観光地域づくりの対象とする区域に存するものを除く。）に事務所を有する団体であって、個別団体でないものをいう。
- (4) この要綱において「地域連携DMO」とは、日本版DMO候補法人のうち、県内の2以上の市町にまたがる区域（県内の全ての市町にまたがる区域を除く。）を対象に、マーケティング、マネジメント等を行うことにより観光地域づくりを行うものであって、県内に事務所を有するものをいう。
- (5) この要綱において「日本版DMO候補法人」とは、日本版DMOの候補となり得る法人として観光庁の登録を受けたものをいう。
- (6) この要綱において「日本版DMO」とは、観光地を経営する視点に立ち、多様な関係者と連携しつつ、地域の資源及び人材を生かした観光地域づくりの計画を策定し、及び実施するための調整機能を有する法人をいう。
- (7) この要綱において「観光地域づくり」とは、地域の多様な関係者が連携して行う、観光を中核とした地域づくりをいう。
- (8) この要綱において「団体」とは、市町、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、商工会議所、商工会、農林漁業者の組織する団体その他これらに準ずるものとして知事が認めるものをいう。

#### 第3 補助の対象及び補助率（額）

##### (1) 補助の対象

年間の総事業費が50万円以上の魅力ある観光地域づくり推進事業に要する経費（人件費その他知事が別に定める経費を除く。）

(2) 補助率（額）

(1)に掲げる経費の3分の1以内とし、200万円を限度とする。

**第4 交付の申請**

(1) 提出書類 各1部

- ア 交付申請書（様式第1号）
- イ 事業計画書（様式第2号）
- ウ 収支予算書（様式第3号）
- エ 資金状況調べ（様式第4号）
- オ 団体概要（様式第5号）
- カ その他知事が別に定める書類

(2) 提出期限

別に定める日まで

**第5 交付の条件**

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。

ア 補助事業の内容の変更をしようとする場合

イ 補助事業に要する経費の配分の変更（総事業費の20パーセント以下の変更を除く。）をしようとする場合

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。

(3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間（同令に定めがない財産については、知事が別に定める期間）内において、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。

(4) 知事の承認を受けて(3)の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

(5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

(6) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

(7) 補助事業の完了により当該補助事業者等に相当の利益が生ずると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることがあること。

## 第6 変更の承認申請

提出書類 各1部

- (1) 変更承認申請書（様式第6号）
- (2) 変更事業計画書（様式第2号）
- (3) 変更収支予算書（様式第3号）
- (4) その他知事が必要と認める書類

## 第7 実績報告

- (1) 提出書類 各1部

ア 実績報告書（様式第7号）  
イ 収支決算書（様式第3号）  
ウ その他知事が別に定める書類

- (2) 提出期限

事業完了の日から起算して30日を経過した日（第5の(1)のウにより補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知が到達した日から起算して30日を経過した日）又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日まで

## 第8 請求の手続

- (1) 提出書類 1部

請求書（様式第8号）

- (2) 提出期限

補助金交付確定通知書が到達した日から起算して10日を経過した日まで

## 第9 概算払の請求手続

提出書類 各1部

- (1) 概算払請求書（様式第8号）
- (2) 資金状況調べ（様式第4号）

## 第10 消費税仕入控除税額等に係る取扱い

補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

- (2) 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合に

は、その金額（(1)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金額から減額して報告すること。

(3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

(2)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（(1)又は(2)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第9号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならないこと。

**附 則**

（施行期日）

- 1 この告示は、公示の日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。  
（魅力ある観光地づくり推進事業費補助金交付要綱等の廃止）
- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。
  - (1) 魅力ある観光地づくり推進事業費補助金交付要綱（平成20年静岡県告示第463号）
  - (2) 観光特性化推進事業費補助金交付要綱（平成23年静岡県告示第454号）

様式第1号（用紙 日本工業規格A4縦型）

魅力ある観光地域づくり推進事業費補助金交付申請書

第 号  
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地

名 称

代表者 氏 名 ㊟

（市町にあつては、市町長 氏 名 ㊟）

年度において魅力ある観光地域づくり推進事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

なお、交付決定の上は、概算払されるよう併せて申請します。

1 交付申請

(1) 金額 円  
(補助金所要額) (補助金に係る消費税仕入控除税額等) (補助金額)  
円 - 円 = 円

(2) 事業の目的

2 概算払の承認申請

(1) 金額 円  
(2) 理由  
(3) 時期

様式第2号（用紙 日本工業規格A4縦型）

事業計画書（変更事業計画書）

1 事業の内容

事業名	
事業主体名	
事業計画内容	

2 事業完了予定年月日

年 月 日

（注） 変更事業計画書の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記入すること。

様式第3号（用紙 日本工業規格A4縦型）

収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）

1 収入の部

区 分	予 算 額 (変更予算額) (決 算 額)	(予 算 額)	比 較		備 考
			増	△減	
	円	円	円	円	
計					

2 支出の部

区 分	予 算 額 (変更予算額) (決 算 額)	(予 算 額)	比 較		備 考
			増	△減	
	円	円	円	円	
計					

様式第 4 号（用紙 日本工業規格 A 4 縦型）

資金状況調べ

区分 月別	収入			支出			差引残高
			計			計	
月	円	円	円	円	円	円	円
月							
月							
月							
月							
月							
月							
月							
月							
月							
月							
月							
計							

(注) 未経過の月分については、見込額を計上すること。



様式第5号（用紙 日本工業規格A4縦型）

団体概要

団 体 名			
所 在 地 (担当者連絡先)			
代 表 者 氏 名 (市町にあつては、 市町長氏名)			
活 動 目 的			
発 足 年 月 日 等	年 月 日	構 成 員 数	人 ( 年 月 日現在) 団 体 (構成員を有しない団体は記入不要です。)
前 年 度 年 間 予 算	円	他 の 補 助 金、 助 成 金 の 有 無	有 (補助額 円、 補助金名、交付元)  無
活 動 概 要 (主たる事業)			

(注)

- 1 構成員を有する団体は、団体の構成員名簿を添付すること。
- 2 発足年月日等が不明な場合は、分かる範囲で記入すること。

様式第6号（用紙 日本工業規格A4縦型）

魅力ある観光地域づくり推進事業計画変更承認申請書

第 号  
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地

名 称

代表者 氏 名 印

（市町にあつては、市町長 氏 名 印）

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた魅力ある観光地域づくり推進事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

1 計画変更の理由

2 変更の内容

様式第7号（用紙 日本工業規格A4縦型）

実績報告書

第 号  
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地

名 称

代表者 氏 名 印

（市町にあつては、市町長 氏 名 印）

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた魅力ある観光地域づくり推進事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

事 業 名	
事業完了年月日	年 月 日
事業実施内容	
今後の展開	

様式第8号（用紙 日本工業規格A4縦型）

請求書（概算払請求書）

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定（決定）を受けた魅力ある観光地域づくり推進事業の補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地

名 称

代表者 氏 名 ④

（市町にあつては、市町長 氏 名 印）

口座振替先金融機関名

口座種別 No.

様式第9号（用紙 日本工業規格A4縦型）

消費税仕入控除税額等報告書

第 号  
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地

名 称

代表者 氏 名 ㊟

（市町にあつては、市町長 氏 名 ㊟）

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた魅力ある観光地域づくり推進事業の補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり報告します。

- |   |                                  |   |   |
|---|----------------------------------|---|---|
| 1 | 補助金の確定額                          | 金 | 円 |
|   | （ 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額）         |   |   |
| 2 | 補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等   | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3の額から2の額を差し引いた額）        |   |   |